

生活習慣病予防教室

茨城県民の方は、脳卒中や心臓病などの循環器疾患による死亡率が高い傾向にあります。これらの病気は、塩分の摂取量の多さも原因のひとつです。日々の食事を見直してみませんか？

○日時 10月21日(火)

午前9時30分～午後1時

○場所 保健センター

○対象者 町内在住、在勤の方
(15名程度)

○内容 「減塩」についての講話
および調理実習

○参加費 一人300円

○申込方法 電話での申込

○申込期間 10月1日(水)～10月10日(金)

(役場閉庁日を除く)

○申込・お問い合わせ

健康福祉課 健康支援係

☎(84)00006(直通)

交通安全推進大会

交通安全意識の高揚を図ることを目的に、境地区交通安全協会が交通安全推進大会を開催します。

当日は交通安全ポスターコンクールの表彰、茨城県警察音楽隊による演奏、カラーガード隊による華麗な演技をおこないますので、ぜひご来場ください。

○日時 10月18日(土)

午後2時開始

○場所 中央公民館 講堂

○お問い合わせ

産業課 ぐらし環境係

☎(84)2582(直通)

ごみの野焼きは

法律で禁止されています

ごみの野外焼却(野焼き)は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

野焼きによる煙、すす、悪臭

は、ご近所に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因になります。

また、野焼きで発生した焼却

灰は町では回収することができないため、処理が困難になります。

さらに、特にこれからの時期は、空気が乾燥し、火災を引き起こす危険性もあります。

簡易焼却炉による焼却やドラ

ム缶での焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却も野焼き行為とみなされ、処罰の対象になります。

家庭や事業所から出るごみは、正しく分別をおこない、決められた方法で適正に処理しましょう。

野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

①農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとしておこなわれる焼却行為

※廃ビニールの焼却は不可

※稲わら・もみ殻等もたい肥の原料として利用するなど焼却

防止にご協力ください。

②たき火その他日常生活を営む

上で通常おこなわれる燃焼行為であつて軽微なもの(落ち葉たき等)

※一般家庭から出る生活ごみは不可

③構造基準を満たした焼却炉による焼却行為(県知事の許可

を受けている特定小型焼却炉)

④災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却(災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など)

⑤風俗慣習上または宗教上の行事をおこなうために必要な焼却(どんど焼き、かがり火、たいまつなど)

⑥教育活動の一環としておこな

われる焼却行為(キャンプファイヤー、土器の製作に伴う

木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など)

これらの例外にあてはまる野

焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、ご近所の迷惑にならないようお願い

いたします。

○お問い合わせ

産業課 ぐらし環境係

☎(84)2582(直通)

道路工事を実施します

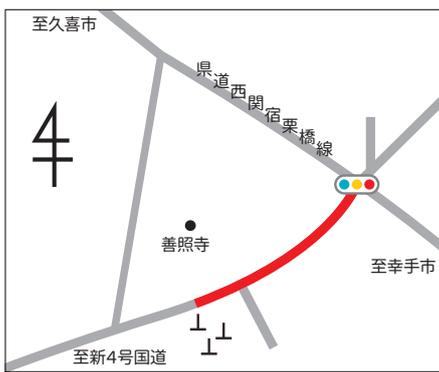
町道の修繕工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

①町道8号線道路修繕工事

○工事期間 11月上旬まで

○工事箇所 江川地内

○施工業者 小沢道路株



○お問い合わせ

建設水道課 建設係

☎(84)3346(直通)